

会員各位

一般社団法人 長崎県建築士事務所協会
会長 岡村則満
教育・情報委員長 鉄川 進

～平成30年度「ながさき建築賞」募集のご案内～

平素より本会事業にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年も「日事連建築賞」および「ながさき建築賞」の募集の時期となりました。本年からは「ながさき建築賞」は建築設計関係4団体の共催となっております。このうち本会会員からの応募作品に関しては、この審査が「日事連建築賞」の第1次審査を兼ねるものとなります。従いまして、本会会員作品のうち「ながさき建築賞」で最上位に評価された作品が、本県代表として「日事連建築賞」の2次審査に進んでいただくこととなります。募集要項は下記のとおりです。

多数のご応募をお待ちしています。

記

1. 募集対象

建築士事務所が一般的に手がけている中小規模の建築作品で、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの期間に竣工したもの。（※竣工の日は検査済証の交付日とする。）
応募にあたっては、建築主などの了解を得たものとする。なお、検査済証が交付された建築物であれば、リノベーション等も対象になります。

- (A) 一般建築部門(延面積が1,000㎡を超え10,000㎡以下の建築物)
- (B) 小規模建築部門(延面積が1,000㎡以下の建築物[戸建住宅を含む])

2. 応募資格者

- (1)長崎県建築士事務所協会に所属する会員。ただし、特定共同企業体(JV)の場合はその代表者が長崎県建築士事務所協会の会員であること。
- (2)(1)については、応募時点で会員でない方も、第1次審査で第2次審査候補作品に選考された時点で事務所協会に入会申請をしていることを条件に応募できます。

3. 応募の手続き

次の書類をご提出ください。

- ①建築作品応募申込書(別記様式1)
- ②建築作品説明書(別記様式2)

※1, 200字以内に設計意図及び審査基準の項目について配慮した内容等を記載して下さい。

※配置図と主要階平面図をA4サイズで添付

- ③概要写真3～4枚
- ④検査済証の写し

4. 表彰

ながさき建築賞(一般建築部門) 1点 賞状 賞金5万円
ながさき建築奨励賞(一般建築部門) 適宜 賞状 賞金1万円
ながさき建築賞(小規模建築部門) 1点 賞状 賞金5万円
ながさき建築奨励賞(小規模建築部門) 適宜 賞状 賞金1万円

- ながさき建築賞の賞金は「日事連建築賞」応募パネル製作費を含みます。
- 本会員が受賞された場合、表彰は(一社)長崎県建築士事務所協会総会において行います。

5. 応募の期限及び提出先

- 提出期限:平成30年3月30日(金)必着とします。
- 提出先:(一社)長崎県建築士事務所協会 事務局
〒850-0874 長崎市魚の町3-33 長崎県建設総合会館4階

6. その他

- 詳細については、建築賞募集要項をご覧ください。

※ご不明な点などございましたら事務局までお問い合わせ下さい。

.....
一社団法人 長崎県建築士事務所協会 事務局
〒850-0874
長崎市魚の町3番33号 長崎県建設総合会館4階
TEL095-826-7010 FAX095-826-7968
.....

日事連建築賞・応募申込書

申込書記載日：平成30年 月 日

- 応募部門に✓印をつけてください。
 - 一般建築部門（延面積が1,000㎡を超え10,000㎡以下の建築物）
 - 小規模建築部門（延面積が1,000㎡以下の建築物：戸建住宅を含む）
- 作品種別に✓印をつけてください。
 - 新築
 - 新築以外
 - 増築 改築 減築 用途変更 その他（ ）
- 事務所協会への入会状況に✓印をつけてください。
 - 事務所協会会員 入会申請中 左記以外の方

ふりがな				
*1 建築作品名称				
応募建築士事務所	ふりがな			
	*2①事務所名称			
	登録	（一級・二級・木造）建築士事務所（都道府県）知事登録 第 号		
	代表者名	印		
	ふりがな 開設者	ふりがな 管理建築士		
	設計・監理担当者名			
	所在地	〒	TEL	FAX
	住所：			
*3 監修者				
JV等の場合・他の事務所名	ふりがな			
	*4 JV名称			
	ふりがな			
	*2②事務所名称			
	ふりがな			
	*2③事務所名称			
*5 応募書類 担当者連絡先	(氏名)		(役職名)	
	(TEL)		(FAX)	
	(メール)			
<input type="checkbox"/> 日事連建築賞を知ったきっかけについて✓印をつけてください。 <input type="checkbox"/> 日事連ホームページ <input type="checkbox"/> 会誌「日事連」 <input type="checkbox"/> 単位会ホームページ <input type="checkbox"/> 建築コンペ情報サイト（サイト名 ） <input type="checkbox"/> 専門紙（ ） <input type="checkbox"/> その他（具体的に ）				

*1 建築作品名称は、簡潔でわかりやすい名称とし、冗長にならないようにしてください。

*2 建築士事務所の名称欄は、必ず知事登録の名称を正確に記入してください。

*3 応募建築士事務所の監修者欄は、監修者の立場で他の建築士事務所が参画あるいは関与している場合に記入してください。

*4 特段名称がない場合は、建築士事務所名を・で繋げる

*5 応募書類担当者連絡先に記載されている情報は、応募等に関する連絡の際に使用します。

一部の建築士事務所協会では、応募締め切り日や提出書類が募集要項と異なる場合があります。応募前に必ず所属する建築士事務所協会にご確認ください。パネルは縦長サイズで作成し、そのカラー縮小版用紙1枚(A4)とともに提出してください。

日事連建築賞・建築作品説明書

○応募部門に✓印をつけてください。

- 一般建築部門 (延面積が1,000㎡を超え10,000㎡以下の建築物)
- 小規模建築部門 (延面積が1,000㎡以下の建築物：戸建住宅を含む)

○作品種別に✓印をつけてください。

- 新築
- 新築以外
 - 増築 改築 減築 用途変更 その他 ()

** 別記様式1と重複項目

応募建築士事務所協会名	< 都道府県名 > 建築士事務所協会		
ふりがな			
**建築作品名称			
建築主名			
建築主の応募了解日	平成 年 月 日		
建設地	住所： 最寄り駅： ※最寄り駅から建設地までの案内図（書式任意）を別途添付してください。		
主要用途	※検査済証記載の用途を記入		
構造種別			
階数	地上 階	地下 階	塔屋 階
面積	敷地面積 ㎡	建築面積 ㎡	延面積 ㎡
工事期間	起工 平成 年 月 日	竣工（検査済証の交付日） —	期間 年 ヵ月間
概算総工事費	億 万円		
確認通知書	第 号	交付日 平成 年 月 日	
検査済書	第 号	交付日 平成 年 月 日	
<p>注1：配置図及び主要階平面図をA4サイズで、本様式に添付してください。主要階が1階の場合は、配置図兼1階平面図とし1枚でも可とします。なお、図面には建築士事務所名を記載しないこと。</p> <p>注2：新築以外の作品を応募する場合は、改修前後が比較できる図面及び写真を別途添付し、構造上配慮した点についても記述してください。</p> <p>注3：1,200字以内で設計意図及び審査基準の項目について配慮した内容を記載してください。</p>			

平成30年度 日 事 連 建 築 賞

【募集要項】

1. 目的

本表彰は、すぐれた建築作品を設計した建築士事務所を表彰することにより建築士事務所の資質の向上に資することを目的とする。

2. 募集対象

(1) 建築作品の対象地区

日本国内とする。

(2) 対象建築作品

建築士事務所が一般的に手がけている中小規模の建築作品（新築にかかわらず増改築、改修等を含む）で、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの期間に竣工（竣工の日は検査済証の交付日とする）したもので、竣工後の増改築等も含め法令が遵守され、構造上、防災上の安全性を備えた建築物とし、次の部門毎に募集する。

ただし、本連合会が主催した建築作品表彰に一度応募した作品については対象としない。また、応募にあたっては本募集要項に記載されている事項を含め、建築主等の了解を得たものとする。

①一般建築部門

（延面積が1,000㎡を超え10,000㎡以下の建築物）

②小規模建築部門

（延面積が1,000㎡以下の建築物：戸建住宅を含む）

3. 応募資格者

(1) 単位会（本連合会正会員である都道府県建築士事務所協会をいう）に所属する建築士事務所（以下、単位会会員という）とする。

(2) 応募時点で単位会会員でない者は、5.(1)に規定する第1次審査で第2次審査候補作品に選考された時点で単位会会員であること、または単位会に入会申請をしていることを条件として応募する者を含む。

(3) 特定共同企業体（JV）の場合は、その代表者が単位会会員または応募時点で単位会会員でない者は、3.(2)の条件とする。

4. 応募の手続き

(1) 応募作品数

1 建築士事務所につき一般建築部門、小規模建築部門いずれか1点とする。

(2) 提出書類等

①応募申込書（別記様式1）

②建築作品説明書（別記様式2）

建築作品説明書には、1,200字以内に設計意図及び審査基準の項目について配慮した内容等を記載のうえ、配置図と主要階平面図をA4サイズで添付すること。

ただし、新築以外の作品を応募する場合は、改修前後が比較できる図面及び写真を建築作品説明書に添付し、構造上配慮した点についても記述すること。

③パネル1枚（A1縦長サイズ、縦841mm×横594mm）及びそのカラー縮小版用紙1枚（A4サイズ）

1) パネルに設計意図、配置図、主要階平面図（縮尺は適宜）及び写真（枚数は適宜）を納める。設計意図等については、建築作品説明書の概要を400字以内にまとめる。

2) パネル内に応募者（建築士事務所名）を表示してはならない。

④検査済証の写し

用途変更や増築・改築等で確認申請を要しない作品においては、検査済証が無い理由を明記の上、竣工日及び延面積がわかる書類を別途添付すること。

⑤最寄り駅から建設地までの案内図（書式任意）

(3) 提出書類等の扱い

提出された資料及び写真については、受賞作品の公表の際に一切の使用制限を受けないことを応募の条件とする。

(4) 応募費用

応募に要する費用は、応募者の負担とする。なお、提出された書類等のうちパネルについては表彰後に返還する。（返還費用については本連合会が負担する。）

(5) 応募期限及び提出先

応募しようとする者は、平成30年5月7日（月）までに単位会会員においては所属する単位会事務局に応募手続きをしなければならない。また、応募時点で単位会会員でない者は建築士事務所が所在する都道府県の単位会事務局に応募手続きをしなければならない。

5. 選考の方法及び第2次審査候補作品応募数

(1) 第1次審査（単位会に応募された建築作品の審査）

単位会は応募された建築作品が日事連建築賞の募集対象建築作品であること及び応募資格、応募に係る提出書類等を確認し、日事連建築賞の審査基準を考慮のうえ、厳正な審査を行い、募集要項をすべて満足する第2次審査候補作品を選考する。

(2) 第2次審査候補作品応募数

単位会が選考する第2次審査候補作品の数は、当該単位会の会員数が500事務所以内は一般建築部門及び小規模建築部門それぞれ1点ずつとし、会員数が500事務所を超える単位会にあっては、会員数500事務所以内毎に一般建築部門及び小規模建築部門にそれぞれ1点ずつ加えることができる。ただし、単位会の会員数は本連合会に報告がなされた、平成30年3月31日時点のものとする。

(3) 第2次審査

第1次審査で選考された第2次審査候補作品について、本連合会内に設置する「日事連建築賞選考委員会」において、書類審査を行い合議に基づき、部門毎のそれぞれの表彰対象作品を選考する。選考された作品のうちから国土交通大臣賞候補、日事連会長賞候補、優秀賞候補及び奨励賞候補を選考し、現地審査のうえ、それぞれの部門毎の受賞候補作品を決定する。なお、現地審査の際には設計者の立会いを求めるほか、必要に応じて書類、図面等の提出を求める場合がある。ただし、奨励賞については、書類審査によって受賞候補作品を決定することができる。

(4) 受賞者の決定

受賞者は、「日事連建築賞選考委員会」の選考結果に基づき、本連合会の理事会の議を経て会長が決定する。

6. 表彰及び公表

(1) 表彰

①表彰の種類と数

国土交通大臣賞 1点（予定）

日事連会長賞 1点

（一般建築部門）

優秀賞 3点内外

奨励賞 5点内外

（小規模建築部門）

優秀賞 3点内外

奨励賞 5点内外

②国土交通大臣賞、日事連会長賞の各受賞者には賞状・賞金及び記念品（ブロンズ製・三角スケール）を、優秀賞の受賞者には賞状と賞金を、奨励賞の受賞者には賞状をそれぞれ贈る。

（2）公表

①受賞者が決定したときは、本連合会または単位会から受賞者に通知する。

②受賞者は本連合会からの求めに応じ、公開用の写真を提出すること。

③本連合会は本会会誌、ホームページ、建築・空間デジタルアーカイブス（DAAS）、新聞、雑誌等に提出された書類及び写真等を公表する。その際、クレジット表記は行わない。また、著作権等のための料金は支払わない。なお、公表する際の受賞事務所名については、他受賞事務所名と表記方法を合わせることで、本連合会に一任する。

④表彰は、平成30年10月5日に開催される第42回建築士事務所全国大会（東京開催）において行う。

7. 審査基準及び表彰基準

（1）審査基準

一般建築部門及び小規模建築部門に応募された、第2次審査候補作品のうち、以下の観点を経合的に判断し、それぞれの対象となる賞を選考する。

①意匠、構造、機能上優れていること。

②防災上、安全上、維持管理上十分配慮されていること。

③ユニバーサルデザインに十分配慮されていること。

④周辺地域の景観形成やまちづくりに配慮されていること。

⑤地球環境維持への配慮がされていること。

（2）表彰基準

①国土交通大臣賞

一般建築部門及び小規模建築部門の両部門を通じ、審査基準に照らし総合評価が最も優秀な建築作品とする。

②日事連会長賞

一般建築部門及び小規模建築部門の両部門を通じ、審査基準に照らし総合評価が国土交通大臣賞に次ぐ特に優れた建築作品とする。ただし、国土交通大臣賞を受賞した部門は除く。

③優秀賞

一般建築部門及び小規模建築部門のそれぞれにおいて、審査基準に照らし総合評価が国土交通大臣賞又は日事連会長賞に次ぐ優れた建築作品とする。

④奨励賞

一般建築部門及び小規模建築部門のそれぞれにおいて、審査基準に照らし総合評価が優秀賞に次ぐ建築作品とする。

8. 日事連建築賞選考委員会委員

委員長	富永	讓	法政大学名誉教授、(有)富永讓・フォルムシステム設計研究所 代表
委員	網野	禎昭	法政大学デザイン工学部教授
委員	石堂	威	都市建築編集研究所代表
委員	眞鍋	純	国土交通省大臣官房審議官
委員	作山	康	芝浦工業大学システム理工学部教授
委員	陶器	二三雄	(株)陶器二三雄建築研究所代表
委員	横須賀	満夫	日事連理事、(株)横須賀満夫建築設計事務所代表取締役